

URと住民の
みなさまをつなぐ
コミュニティペーパー

URまど

No.247 隔月刊

街に、ルネッサンス

UR 都市機構
https://www.ur-net.go.jp/

団地TOPICS / みどりの散歩道 / 気になるお店 4・5
ながらdeヨガ 6
すっきり収納Navi / 読者のひろば 7
彩りレシピ / 団地のごちそうを訪ねて 8

編集・制作 ㈱高速オフセット

6
2019

Enjoy Dancing!

花でつながる、花と暮らす

伝法

〈大阪市此花区〉

ACCESS

阪神なんば線「伝法」
駅から徒歩約8分



特製の和菓子とお抹茶で
心わくわく春気分!



花壇部

伝法団地花壇部

入居開始時から約半世紀にわたって続く伝法の花壇部。日当たりの良い約200の花壇で80人近くの部員が思い思いの花木を育て、行き交う人の目を楽しませてくれています。ただ花を育てるだけではなく、皆が集まれる場としても活動しており、毎年春には見ごろの花を楽しむ桜まつりと藤まつりを開催。近隣の老人ホームの入居者を招待するなど、団地外とも積極的にコミュニケーションを図っています。

今年の藤まつりは4月21日に開催され、約80人が参加しました。「長年団地で暮らしてるけど一番きれい」との声も聞かれた見事な藤の下で、お抹茶一服と藤をイメージした和菓子を楽しみながら、スタッフや他の参加者とおしゃべりに花が咲いていました。

「これからも個々のペースを大切に花壇部を続けていきたい」と語るのは部長の野窪千津子さん。趣味を通じて、今後も笑顔の輪が広がっていくことでしょう。



① 鮮やかな花房が連なる様子を写真を撮る人が多くいました ② 月に1回の花壇清掃日には皆で掃いたり草取りをします ③ 野田藤はマメ(種)ができると樹勢が弱まるため、細やかな手入れが欠かせません

UR賃貸住宅の修繕負担区分の見直しについて

UR賃貸住宅においてお客様の居住中に修繕が必要になった場合に、その修繕を誰が負担するのか(修繕負担区分)について、平成31年1月31日から、従来お客様のご負担としていた項目を大幅に削減し、11項目(下表)とする見直しを行いました。

① 障子紙の張替え	⑥ 蛇口のパッキン・コマの取替え(シングルレバー混合水栓のパッキン類を除く)
② ふすま紙の張替え	⑦ 風呂場等のゴム栓・鎖(洗面器、掃除用流し等を含む)の取替え
③ 畳表の取替え又は裏返し	⑧ 台所流し等排水口のゴム蓋・目皿・ごみ受け(浴室の目皿を含む)の取替え
④ 畳縁の取替え	⑨ グリル皿及び焼網の取替え
⑤ 備品(タオル掛け、ペーパーホルダー、帽子掛け、カーテンランナー)の取替え	⑩ 電球・蛍光灯(LED電球、点灯管等を含む)の取替え
⑪ その他軽微な修繕(電池、網戸の網、各種エアフィルター、スイッチひも等の取替え)	

※UR都市機構に費用負担区分がある項目についても、お客様の故意・過失によるもの、住宅の使用に耐えるもの、お客様が設置した設備機器等の損耗等については修繕等の実施ができかねますのであらかじめご了承ください(例:スイッチ、設備機器等の経年変化による変色、床へのワックス塗り)。また、日常的な手入れ(簡単な手入れ、ビス・ネジ締め、油差し、清掃等)はお客様負担となります。

居室・設備等ごとに具体的な修繕負担区分を図示した「修理細目のしおり」を住まいセンターや管理サービス事務所等に配備しております(機構ホームページにも掲載しております)。4月号に引続き、本号では、そのうち居室に係る負担区分をご紹介します。

QRコード
はこちら➡



詳しくは2面を
ご覧ください

水漏れ・断水・停電などのトラブルがあった場合
24時間緊急事故時の連絡先

緊急事故受付センター TEL.06-6969-2151